

第9節 給水施設

1 一般事項

給水施設については、区画の変更に該当する公共施設ではありませんが、技術基準は以下のとおりです。

都市計画法

(開発許可の基準)

第33条第1項

(4) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあつては、水道その他の給水施設が、第2号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来たさないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

2 公営水道

開発区域内の給水が、水道事業者からの給水によって行われる場合は、水道事業者との協議が整っていること。また給水施設は、当該水道事業者が定める基準に適合したものでなければなりません。

3 専用水道

開発区域内に新たに専用水道を布設する場合は、水道法（昭和32年法律第177号）第5条の規定による施設基準に適合するものでなければなりません。この場合、県知事の確認を受けることになります。

4 その他の給水施設

準簡易水道又は簡易水道を布設する場合には、福島県給水施設等条例（昭和54年福島県条例第39号）第3条の規定により、県知事の確認を受けることになります。

水道法

(用語の定義)

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4・5 略

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以

下である水道を除く。

(1) 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

(2) その水道施設の1日最大給水量(1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。)が政令で定める基準を超えるもの

7～12 略